

富士フィルムグループ健康保険組合規約

第 1 章 総則

第 1 条 (組合の目的)

この健康保険組合（以下「組合」という）は、健康保険法（1922 年法律第 70 号。以下「法」という）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

第 2 条 (組合の名称)

この組合は、富士フィルムグループ健康保険組合という。

第 3 条 (組合の範囲)

この組合は、組合規約第 5 条に掲げる事業所およびその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第 3 条第 4 項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者および、この組合の組合員であった法附則第 3 条の特例退職被保険者を含む）を組合員の範囲とする。

第 3 条の 2 (特例退職被保険者たる組合員の資格要件)

この組合においては、法附則第 3 条の規定による特例退職被保険者たる組合員の資格要件は、次のいずれかとする。

- (1)この組合における被保険者期間が 20 年以上あった者。
- (2)この組合における 40 歳以降の被保険者期間が 10 年以上あった者。

第 4 条 (組合の事務所)

この組合の事務所は、次の場所に置く。

神奈川県小田原市扇町 2 丁目 12 番地 1 号

第 5 条 (事業所の名称および所在地)

この組合が設立されている事務所の名称および所在地は、別表 1 に示す通りとする。

第 6 条 (公告の方法)

この組合において公告しなければならない事項は、この組合のホームページに掲示する。

第 2 章 組合会

第 7 条 (議員の定数)

この組合の議員定数は、44 名とする。

第 8 条 (被選挙権を有しない者)

次の各号に掲げる者は、議員となることができない。

- (1)法第 118 条第 1 項各号のいずれかに該当する者。
- (2)日本国外にある者であって、その期間が 3 カ月未満である者。

第 9 条 (議員の任期)

- 1.議員の任期は3年とする。
- 2.前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。
- 3.議員に欠員を生じたため、あらたに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4.議員の定数に異動を生じたため、あらたに選任された議員の任期は、現議員である者の任期満了の日までとする。

第10条 (互選議員の選挙方法)

- 1.被保険者である組合員の互選する議員(以下「互選議員」という)の選任は、単記無記名投票による選挙により行わなければならない。但し、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数をこえない場合は、この限りでない。
- 2.前項の投票は、1人につき1票とする。

第11条 (互選議員の選挙区および議員数)

(削除)

第12条 (互選議員の選挙の管理)

- 1.互選議員の選挙においては、選挙区ごとに選挙長をおかななければならない。この場合において、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかななければならない。
- 2.選挙長および投票管理者は、理事会において選任する。
- 3.選挙長は選挙会の開閉、開票の管理ならびに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。
- 4.投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。
- 5.互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれに署名しなければならない。

第13条 (当選人)

- 1.選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者をもって当選人とする。
但し、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。
- 2.前項の規定にかかわらず、第10条第1項但し書の規定により投票を行わない場合においては、当該議員候補者をもって当選人とする。

第14条 (選挙の無効)

選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。
但し、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

第15条 (互選議員の選挙執行規定)

この規定に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の決議を経て、別に定める。

第16条 (選定議員の選定)

- 1.事業主である組合員が選定する議員(以下「選定議員」という)は、互選議員の総選挙の日を選定しなければならない。

2.選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員は速やかにその欠員について議員を選定しなければならない。

3.事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

第 17 条 (組合会招集の手續)

理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも 6 日前に招集状を送付しなければならない。

2.前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。

3.議員の定数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、

理事長は組合会を 8 日以内に招集しなければならない。

(この場合における招集の手續きに関しては、第 1 項および第 2 項の規定を準用する。)

4.組合会はテレビ会議システム及び web 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。

第 18 条 (代理)

議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権 又は選挙権を行使できる。

2.前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことはできない。

第 19 条 (組合会の傍聴)

組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。

第 20 条 (組合会の会議規則)

組合会は会議規則を設けなければならない。

第 20 条-2 (組合会の議決事項)

次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

(1)規約の変更

(2)収入支出予算及び事業計画

(3)収入支出決算及び事業報告

(4)規約及び規程で定める事項

(5)その他重要な事項

2.理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 19 条第 1 項の規定による書面の提出を求めるとし、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「施行令」という。）第 9 条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

(1)議員の疾病、負傷

(2)議員に係る災害又は交通途絶

(3)災害等の発生による外出自粛要請

3.理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

第 21 条 (会議録の作成)

1.会議録には次の各号に掲げる事項を記載する。

(1)開会の日時および場所

(2)議員の定数

(3)出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名

(4)議事の要領

(5)議決した事項およびその賛否の数

2.会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

(1)会議システムで組合会を開催した旨

(2)会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨

(3)システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨

(4)会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

3.書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

4.会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

第 22 条 (議員の旅費および報酬補償)

議員の旅費および被保険者である議員が、その職務を行うことにより平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は組合会の議決を経て別に定める。

第 23 条 (組合会の検査)

1.組合会は健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という)第26条に規定する検査を少なくとも年1回以上行わなければならない。

2.組合会は委員の選挙その他前項の検査に関して必要な事項を別に定めなければならない。

第 3 章 役員および職員

第 24 条 (理事および監事の定数)

この組合の理事の定数は16名、監事の定数は2名とする。

第 25 条 (理事および監事の任期)

1.理事および監事の任期は、議員の任期とする。

2.理事および監事は、その任期満了の日前に議員の資格を失ったときは、その資格を失う。

3.理事および監事に欠員を生じたため、新たに選挙された理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4.理事および監事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事および監事の任期は現に理事である者の任期満了日までとする。

5.理事および監事は第 1 項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第 26 条 (監事、理事および理事長の選挙)

1. 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。

ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。

2.前項の投票は 1 人につき 1 票とする。

3.選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。

4.前各号に定めるもののほか、監事、理事および理事長の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第 27 条 (理事会の構成)

この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

第 28 条 (理事会の招集の手続き)

1.理事会は必要に応じ、理事長が招集し理事長がその議長となる。

2.前項のほか、理事長は理事の定数の 3 分の 1 以上の者から、会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3.理事会を招集するには、理事に対しその開会の日の 3 日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時および場所を示し、文書で通知しなければならない。

但し、急を要する場合はこの限りでない。

4.前項の規定は、監事について準用する。

5.理事会は会議システムにより開催することができる。

第 29 条 (理事会の決定事項)

次の各号に掲げる事項は理事会において決定する。

(1)組合会の招集および組合会に提出する議案

(2)常務理事の選任および解任の同意

(3)事業運営の具体的方針

(4)準備金その他の財産の保有および管理の具体的方法

(5)この規約に定める事項

(6)その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

第 30 条 (理事会の議事)

1.理事会は理事の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2.理事会の議事は出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3.理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面により理事会に加わることができる。

4. 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。

5.理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

6.理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めるとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

(1)理事の疾病、負傷

(2)理事に係る災害又は交通途絶

(3)災害等の発生による外出自粛要請

7.理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

第31条 （理事会の会議録）

1.理事会の議事については、会議録を作成する。

2 前項の会議録については、第21条の規定を準用する。

第32条 （理事長の職務）

理事長は組合の事務を総理し、第29条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

第32条の2 （理事長の専決）

1.理事長は、組合会を開催したが定数を満たしていないとき、あるいは必要表決数に満たないとき、または理事長が緊急を要すると認めるときに、緊急に行う必要があるものを専決処分することができる。

2.理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

第33条 （理事長代理およびその職務）

1. この組合に理事長代理を1名おくことができる。その時は理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。

2.理事長代理は、理事長に故障がある場合において、その職務を代理する。

第34条 （常務理事およびその職務）

1.この組合に事務所毎に常務理事1名をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。

2.常務理事は理事長および理事長代理を補佐し、業務を処理する。

第34条の2 （監事の職務）

1.この組合に監事を2名おき、当健康保険組合の執行機関に対して、業務の執行や財産の状況を監査する。

2.監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に必ず実施するほか、監事が必要と認めた

場合に実施する。

3.監事は、監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。

4.前 3 項に定めるもののほか、監事のおこなう監査に関して、必要な事項および様式等は組合会の議決を経て別に定める。

第 35 条 (理事長の事務委任)

理事長は第 32 条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

第 36 条 (監事、理事、理事長および理事長代理、常務理事の就任)

1.監事、理事および理事長は当選が確定した日から、理事長代理および常務理事は理事長が指名した日から就任する。

2.監事、理事、理事長および理事長代理、常務理事が就任したときは、すみやかにその旨を公示しなければならない。

第 37 条 (監事、理事の旅費および報酬補償)

第 22 条の規定を監事、理事について準用する。

第 38 条 (職 員)

1.この組合に必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。

2.前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は理事会が別に定める。

第 4 章 事業

第 39 条 (標準報酬月額の算定)

1.被保険者の報酬月額につき法第 41 条第 1 項、もしくは法第 42 条第 1 項、法第 43 条の 2 第 1 項若しくは法第 43 条の 3 第 1 項の規定により算定することが困難であるとき、又は、法第 41 条第 1 項、法第 42 条第 1 項、法第 43 条第 1 項、法第 43 条の 2 第 1 項若しくは法第 43 条の 3 第 1 項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

2.法第 47 条第 1 項第 1 号に掲げる額が同項第 2 号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第 47 条第 2 項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。

附則

なお、施行日前の任継資格取得者の標準報酬月額は従前の通りとする。

3.法附則第 3 条第 4 項の規定に基づく同条第 1 項の規定による特例退職被保険者の標準報酬は、その者の保険者の管掌する前年の 9 月 30 日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において組合会で定めた額とし、月額等級表の区分に準じて算定する。

第 40 条 (医療機関の指定)

この組合が法第 63 条第 3 項第 2 号の規定により同号に掲げる病院もしくは診療所、又は薬局として指定しようとするときは組合会の議決を経なければならない。

(組合による審査支払)

2. (削除)

(組合直営医療機関の一部負担金の特例)

3.被保険者である組合員が、次の各号に掲げるこの組合の開設する病院又は診療所につき療養の給付を受ける際に支払うべき一部負担金の額は、健康保険法第 74 条および第 75 条の額とする。

富士フィルム健康管理センター 神奈川県南足柄市狩野 681

富士フィルム西麻布内視鏡クリニック 東京都港区西麻布 2-26-30

富士フィルムグループ健康管理室 東京都港区西麻布 2-26-30

富士フィルム(株)新横浜営業所健康管理室 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-10-23 野村不動産ビル 7F

富士フィルムグループ健康保険組合 富士フィルムメディテラスよこはま

神奈川県横浜市西区みなとみらい 6-1

第 41 条 (一部負担還元金)

1.この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(1957 年法律 42 号)附則第 7 条の規定に基づき、被保険者が支払った一部負担金についてその還元を行う。

2.一部負担金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書、療養費支給申請書各 1 件(但し、医療機関の処方箋に基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第 115 条の規定により高額療養費(同一月において被保険者もしくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く。以下同じ。)が支給される場合にあっては一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から 30,000 円を控除して得た額とする。

3.他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4.前 2 項の規定により算出した額が 1,000 円未満であるときは支給しない。また、1,000 円未満の端数があるときは切り捨てる。

5.一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

第 42 条 (付加給付)

1.この組合が法第 53 条の規定により支給する付加給付は次のとおりとする。

(1)傷病手当金付加金

(2)埋葬料付加金(削除する)

(3)埋葬費付加金(削除する)

(4)家族埋葬料付加金(削除する)

(5)家族療養費付加金

(6)合算高額療養費付加金

(7)訪問看護療養費付加金

(8)家族訪問看護療養費付加金

2.付加給付は被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間については支給しないものとする。

3.付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第 43 条 (傷病手当金付加金)

1. 被保険者が、法第 99 条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間傷病手当金付加金として、1 日につき当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の 100 分の 80 相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあつては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の 100 分の 80 に相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。

- 一 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額
- 二 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

2. 法第 103 条第 1 項又は法第 108 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があつたものとみなす。この場合において、傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。

(1) 法第 103 条第 1 項又は法第 108 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項のいずれかに該当する場合支給があつたものとみなされた傷病手当金の額及び本条第 1 項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。

ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。

ア. 法第 102 条第 2 項の規定により算定される出産手当金の額

イ. 報酬の額

ウ. 障害厚生年金の額

エ. 老齢退職年金の額

(2) 法第 108 条第 4 項に該当する場合、傷病手当金付加金の全額。

ただし、第 1 号ア、イ又はエに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする

3. 第 1 項の規定により算出した付加金の日額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

第 44 条 (分娩付加金) 削除する。

第 45 条 (配偶者分娩付加金) 削除する。

第 46 条 (訪問看護療養費付加金)

1. 被保険者の疾病または負傷に関し、法第 88 条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

2. 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者もしくはその被扶養者の支払った一部負担金等の

額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から 30,000 円を控除して得た額とする。

3.他の法令の規定により、国または地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4.前 2 項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

第 47 条 （家族訪問看護療養費付加金）

1.被扶養者の疾病または負傷に関し、法第 111 条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

2.家族訪問看護療養費付加金の額は訪問看護療養費明細書各 1 件について、法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第 111 条第 2 項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者もしくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下『合算高額療養費』という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費を加えて得た額）を控除して得た額から 30,000 円を控除して得た額とする。

3.他の法令の規定により、国または地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4.前 2 項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

第 48 条 （埋葬料付加金）削除する。

第 49 条 （埋葬費付加金）削除する。

第 50 条 （家族埋葬料付加金）削除する。

第 51 条 （家族療養費付加金）

1.被扶養者の疾病または負傷に関し、法第 110 条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

2. 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各 1 件（医療機関の処方箋に基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす）について、療養（食事療養および生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において被保険者もしくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。以下同じ）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から 30,000 円を控除して得た額とする。

3.他の法令の規定により、国または地方公共団体の負担で療養費の支給または療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4.前 2 項の規定により算出した額が 1,000 円未満の場合は支給しない。また、1,000 円未満の端数は切り捨てる。

第 52 条 （合算高額療養費付加金）

1.法第 115 条の規定により、同一月において被保険者もしくはその被扶養者の支払った一部負担金の額を合算することにより高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

2. 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者もしくはその被扶養者の支払った一部負担金等に相当する額から、被保険者または被扶養者の診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書、第二家族療養費支給申請書各 1 件（医療機関の処方箋に基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と療養費支給申請書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす）につきそれぞれ 30,000 円を控除して得た額とする。但し、70 歳以上の被保険者または被扶養者については 1 件 30,000 円を超えるものは 30,000 円を控除し、30,000 円に満たないものは実際に負担した額を控除して得た額とする。

3.他の法令の規定により、国または公共団体の負担で療養費の支給または療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4.前 2 項の規定により算出した額が 1,000 円未満のときは支給しない。また 1,000 円未満の端数は切り捨てる。

第 53 条 （高額医療費貸付）

1.この組合においては、法第 150 条の規定により、被保険者およびその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

2.前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

第 53 条の 2 （出産費貸付）

1.この組合においては、法第 150 条の規定により、被保険者およびその被扶養者の出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

2.前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

第 54 条 （施設の利用）

この組合において設置した施設の利用方法および利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

第 55 条 （一般保険料および調整保険料の負担割合）

保険料額および調整保険料額の 93.0 分の 53.6 は事業主、93.0 分の 39.4 は被保険者において負担する。

第 55 条の 2 （介護保険料の徴収方法）

介護保険料額は被保険者の標準報酬に応じて算定し、一般保険料額と合算して徴収する。

第 55 条の 3 （介護保険料の徴収対象）

この組合において、介護保険料の徴収対象は、次の者とする。

(1)介護保険第 2 号被保険者たる被保険者

(2)介護保険第 2 号被保険者である被扶養者を有する次の者
（特定被保険者という）

①国内に居住する、40 歳未満または 65 歳以上の被保険者（適用除外施設入所者を除く）

②海外に居住する者

第 55 条の 4 （介護保険料率）

介護保険料率は次の 2 つを加えて算定し、組合会の議決を経て別に定める。

- (1)当該年度の介護保険納付金額を介護保険料徴収対象者の標準報酬総額で除した料率。
- (2)法定準備金として、当該年度の介護保険納付金額の 1 ヶ月乃至 3 ヶ月を保有水準とし、その金額を徴収対象者の標準報酬総額で除した料率。

第 55 条の 5 (介護保険料の負担割合)

介護保険料は事業主と被保険者において、折半で負担する。

第 5 章 財務

第 56 条 (会計年度独立の原則)

会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれを支弁しなければならない。

第 57 条 (会計年度所属区分)

1.収入の会計所属年度は、次の各号による。

- (1)保険料および調整保険料は、その納期末日の所属する年度
- (2)国庫負担金および補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債および財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度。
- (3)徴収金および返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは、納入告知書を発した日の属する年度。
- (4)前各号に該当しないものは、領収した日の属する年度。

2.支出の会計年度所属は、次の各号による。

- (1)保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費、もしくは家族療養費に係わる診療報酬および調剤報酬又は訪問看護療養費もしくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度。
- (2)保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度。
- (3)給料、旅費および手数料の類は、その支払うべき事実の生じた時の属する年度。
- (4)使用料、保管料および電力料の類は、その支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度。
- (5)工事製造費、物件の購入代価および運賃の類並びに補助金の類は、これらの契約をした時の属する年度。但し法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものは、その支払期日の属する年度。
- (6)前号に該当しないものは、支払を決定した日の属する年度。

第 58 条 (予備費の費途)

1.予備費を充てることのできる費途は次の各号に掲げるものとする。

- (1)事務所費
- (2)組合会費
- (3)保険給付費
- (4)納付金
- (5)保健事業費
- (6)還付金

- (7) 営繕費
- (8) 病院診療所費
- (9) 財政調整事業拠出金
- (10) 連合会費
- (11) 積立金
- (12) 雑支出

2. 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護納付金
- (2) 還付金
- (3) 雑支出

第 59 条 (準備金の保有方法)

1. 準備金は次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。但し、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。

- (1) 郵便貯金
- (2) 臨時金利調整法（昭和 22 年法律第 181 号）第 1 条第 1 項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
- (3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）
- (4) 国債又は地方債
- (5) 政府保証債又は金融債
- (6) 担保付社債
- (7) 抵当証券
- (8) コマーシャルペーパー
- (9) 社会保険診療報酬支払基金への寄託金
- (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金
- (11) 法第 150 条の規定による施設である土地及び建物

2. 介護納付金に係る準備金は、原則として前項の（1）の方法によって保有しなければならない。

第 60 条 (準備金以外の積立金の保有方法)

準備金以外の積立金は、前条第 1 項第 1 号から第 11 号までの方法により保有しなければならない。

第 61 条 (組合財産の管理方法)

この組合の財産管理の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第 6 章 個人情報保護

第 62 条 (個人情報保護の徹底)

この組合の組合員である被保険者および被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏洩・滅失又は毀損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

付 則

第 1 条 (施行期日)

この規約は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

第 2 条 (経過措置)

令和元年 10 月 1 日施行日前の労務に服することができない期間にかかる傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

別表1 第5条 事業所の名称および所在地 一覧

記号	事業所名	所在地
1000	富士フイルムホールディングス株式会社	東京都港区
1	富士フイルム株式会社	東京都港区
76	富士フイルムグループ健康保険組合	神奈川県小田原市
93	富士フイルムメディカル株式会社	東京都港区
74	富士フイルム富山化学株式会社	東京都中央区
77	富士フイルム生活協同組合	神奈川県南足柄市
71	富士フイルムマテリアルマニュファクチャリング株式会社 旧 FFQ 事業所	熊本県菊池郡菊陽町
970	削除	
908	富士フイルムマテリアルマニュファクチャリング株式会社 旧 FFMA 事業所	神奈川県小田原市
89	富士フイルムマテリアルマニュファクチャリング株式会社 旧 FFSH 事業所	静岡県富士宮市
811	富士フイルムマテリアルマニュファクチャリング株式会社	神奈川県南足柄市
950	富士フイルムロジスティクス株式会社	神奈川県横浜市港北区
955	富士フイルムビジネスエキスパート株式会社	東京都港区
91	株式会社富士フイルムテクノサービス	東京都調布市
960	富士フイルムヘルスケアマニュファクチャリング株式会社	神奈川県南足柄市
90	富士フイルムマテリアルマニュファクチャリング株式会社 旧 FOM 事業所	静岡県榛原郡吉田町
95	富士フイルムグラフィックソリューションズ株式会社	東京都港区
96	富士フイルムグラフィックソリューションズ株式会社 辰巳サイト	東京都江東区
99	FFGS グラフィックサプライ株式会社	東京都港区
903	富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ株式会社	東京都渋谷区
907	富士フイルムソフトウェア株式会社	神奈川県横浜市港北区
802	削除	
9471	株式会社富士フイルムメディアクレスト	東京都羽村市
9481	富士フイルムイメージングシステムズ株式会社	東京都品川区

9487	株式会社富士フイルムテクノサービス(NFTS)	東京都調布市
948	富士フイルムイメージングプロテック株式会社	東京都調布市
804	富士フイルムメディカル IT ソリューションズ株式会社	東京都中央区
813	富士フイルム医療ソリューションズ株式会社	東京都港区
814	協和キリン富士フイルムバイオロジクス株式会社	東京都千代田区
815	株式会社ハイビカム	東京都品川区
816	株式会社クライムメディカルシステムズ	大阪府豊中市
988	株式会社山口フジカラー	山口県宇部市
987	株式会社山陰フジカラー	島根県松江市
9806	株式会社フジカラー北陸	石川県金沢市
24	削除	
25	富士フイルム知財情報リサーチ株式会社	神奈川県南足柄市
26	株式会社ペルセウスプロテオミクス	東京都中央区
27	削除	
29	株式会社富士フイルムヘルスケアラボラトリー	東京都港区
31	富士フイルムエンジニアリング株式会社	神奈川県南足柄市
32	富士フイルムデジタルプレス株式会社	東京都江東区
33	富士フイルム富山化学株式会社富山化学事業所	東京都中央区
35	富士フイルム VET システムズ株式会社	東京都三鷹市
37	削除	
38	富士フイルムメディカルサービスソリューション株式会社	東京都港区
39	削除	
51	富士フイルムワコーケミカル株式会社 平塚工場	神奈川県平塚市
52	富士フイルム和光純薬株式会社	大阪府大阪市
53	富士フイルムワコーロジスティックス株式会社 (旧 LG)	兵庫県尼崎市
54	削除	
55	削除	
57	富士フイルム和光バイオソリューションズ株式会社	福島県福島市
58	削除	
61	富士フイルムヘルスケア株式会社	東京都港区

62	削除	
63	削除	
64	削除	
65	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社	東京都品川区
66	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社(H区分)	東京都品川区
14	富士フイルムオプティクス株式会社	茨城県常陸大宮市
16	富士フイルムオプティクス株式会社(旧SOK)	茨城県常陸大宮市
200	富士フイルムビジネスイノベーション株式会社	東京都港区
101	削除	
105	削除	
119	削除	
125	削除	
128	削除	
113	削除	
104	削除	
106	削除	
112	削除	
123	削除	
126	削除	
201	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	東京都江東区
111	削除	
117	削除	
118	削除	
122	削除	
102	削除	
103	削除	
115	削除	
116	削除	
129	削除	
114	削除	

124	削除	
130	削除	
131	削除	
132	削除	
133	削除	
134	削除	
135	削除	
136	削除	
138	削除	
600	削除	
712	富士フィルムシステムサービス株式会社	東京都新宿区
714	削除	
722	富士フィルムプリンティングシステムズ株式会社	東京都新宿区
728	削除	
730	富士フィルムマニュファクチャリング株式会社	神奈川県海老名市
731	富士フィルムサービスクリエイティブ株式会社	東京都新宿区
732	富士フィルムサービスリンク株式会社	東京都港区
733	富士フィルム RIPCORDER 合同会社	神奈川県足柄上郡
734	富士フィルムデジタルソリューションズ株式会社	東京都新宿区
800	富士フィルムビジネスイノベーション労働組合	東京都港区